

第 7 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和 6 年 7 月 1 7 日 (水) 午前 1 0 時 0 0 分

場 所 津市上下水道庁舎 2 階 大会議室

出席部会委員 2 川邊 千秋・ 3 下井 弘 ・ 4 田村 明 ・ 5 若林 卓哉
8 喜多 義幸・ 9 竹尾 泰 ・ 10 田中 茂人・ 11 清水 喜代己
12 平松 崇己・ 13 横山 光次・ 19 太田 義政・ 21 坂野 大徹
以上 1 2 名

欠 席 委 員 1 小澤 哲男・ 23 水谷 隆

出席部会員外委員

議 長 第 1 農地部会長 太田 義政

事 務 局 職 員 野村事務局長・加賀次長・和田主査

総 合 支 所 河芸：竹内主事 芸濃：柴田担当副主幹 美里：向出主査
安濃：江副主査

議 事 録 署 名 者 3 下井 弘・ 5 若林 卓哉

事 項

報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
報告第 3 号 時効取得による所有権の移転について
報告第 4 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
報告第 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (所有権移転)
議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (所有権移転)
議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (賃貸借権)
議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (使用貸借)
議案第 6 号 非農地証明願について
議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律 (令和 4 年法律第 5 6 号)
附則第 5 条の規定による農用地利用集積計画の決定について<別冊>
議案第 8 号 農地中間管理事業の推進に関する法律 第 1 8 条第 3 項の規定による意見書
の提出について (賃貸借権、使用貸借) <別冊>

議 事 の 大 要

- 議 長 それでは第7回第1農地部会を開催させていただきます。
本日の欠席は1番 小澤 哲男委員、23番 水谷 隆委員の2名で、出席委員は12名です。
それでは、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。
3番 下井 弘委員・5番 若林 卓哉委員、よろしくお願いします。
それでは初めに、会長専決の報告事項に入ります。
事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 まず、議案を説明させていただく前に、恐れ入りますが、議案書の訂正をお願いいたします。
29ページ 議案第3号 番号11をご覧ください。
この案件につきまして、取下げ願いが提出されましたので、削除をお願いいたします。
また、この削除に伴い、32ページの下合計欄について、合計65筆を62筆に、計15,467.82㎡を14,334.82㎡に、そして畑10,150.83㎡を9,017.83㎡に訂正をお願いします。
訂正は以上になります。申し訳ありませんでした。
- それでは、議案書の1ページをお願いいたします。
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。
番号1から2で、件数は2件、合計面積は10,526㎡で、その内訳は田が1,899㎡、畑が8,627㎡でございます。
これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。
- 2ページから15ページをお願いいたします。
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。
番号1から25で、件数は25件、合計面積は122,929.45㎡で、その内訳は田が106,358㎡、畑が16,375.45㎡、その他が196㎡でございます。
これらにつきましては、相続の届出でございます。
なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。
- 16ページをお願いします。
報告第3号 時効取得による所有権の移転について、でございます。
番号1 権利者 _____、申請地は畑で、取得年月日は昭和28年8月22日でございます。
- 以上、件数は1件、合計面積は482㎡で、すべて畑でございます。
この案件につきましては、権利者は当該土地を20年以上にわたり自己の所

有地として維持管理しており、取得時効が成立しています。

17ページをお願いいたします。

報告第4号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、でございます。

番号1 一般個人住宅用地および通路用地

番号2 駐車場用地

番号3から番号5 一般個人住宅用地

以上、件数は5件、合計面積は1,301㎡、その内訳は807㎡、畑が494㎡でございます。

18ページから19ページをお願いいたします。

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権移転)、でございます。

番号1 宅地分譲用地

番号2 駐車場用地

番号3 一般個人住宅用地

番号4 駐車場用地

番号5、番号6 一般個人住宅用地

番号7 貸駐車場及び資材置場

番号8 資材置場用地

以上、件数は8件、合計面積は3,519.59㎡で、その内訳は田が1790.59㎡、畑が1,729㎡でございます。

報告案件は以上です。

議長 それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、20ページをお願いします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)、でございます。

番号1、地区 安東、申請地 安東町大土井____、登記地目・現況地目とも畑、面積 521㎡、受人 ____、面積 820㎡、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、耕作不便のためです。

番号2、地区 白塚、申請地 白塚町境____、登記地目・現況地目とも畑、面積 38㎡、受人 ____、面積 4,060㎡、渡人 ____。

譲受理由は、耕作利便のため、譲渡理由は、耕作不便のためです。

番号3、地区 白塚、申請地 白塚町境____、登記地目・現況地目とも畑、面積 109㎡、受人 ____、面積 2,985㎡、渡人 ____。

譲受理由は、耕作利便のため、譲渡理由は、耕作不便のためです。

番号4、地区 上野、申請地 河芸町久知野里前____、登記地目・現況地目とも田、面積 389㎡、受人 ____、面積 17,881㎡、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、労力不足のためです。

番号5、地区 上野、申請地 河芸町上野楠ノ木____、登記地目・現況地目とも田、面積 987㎡ 外1筆、合計面積 1,988㎡、受人____、面積 60,294.80㎡、渡人____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号6、地区 上野、申請地 河芸町上野大道____、登記地目・現況地目とも田、面積 776㎡ 外1筆、合計面積 2,740㎡、受人____、面積 8,583.80㎡、渡人____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、相続人不存在により清算を行うためです。

番号7、地区 黒田、申請地 河芸町三行大門____、登記地目・現況地目とも畑、面積 147㎡ 外8筆、合計面積 6,548㎡、受人____、面積 7,941㎡、渡人____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、農業廃止のためです。

21ページをお願いします。

番号8、地区 安西、申請地 芸濃町岡本浅田____、登記地目・現況地目とも畑、面積 161㎡ 外6筆、合計面積 1,881㎡、受人____、面積 5,541㎡、渡人____。

譲受理由および譲渡理由は、生前一括贈与のためです。

22ページをお願いします。

番号9、地区 安濃、申請地 安濃町清水松本____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,262㎡ 外1筆、合計面積 1,749㎡、受人____、面積 413,167.03㎡、渡人____。

譲受理由は、相手方の要望のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号10、地区 村主、申請地 安濃町光明寺石ノ下____、登記地目・現況地目とも田、面積535㎡ 外18筆、合計面積 3,018.13㎡、受人____、面積 0㎡、渡人____。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

24ページをお願いします。

以上、件数は10件、面積は18,981.13㎡で、このうち田が15,525.13㎡、畑が3,456㎡でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長	事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。 番号1、地区 安東、お願いします。
川邊委員	2番川邊です。これは親戚同士でございまして、問題ございません。よろしくお願いします。
議 長	番号2、番号3 地区 白塚、お願いします。
田村委員	4番田村です。7月8日に地元推進委員と現地確認いたしました。2番、3番両方とも問題ありませんので、よろしくお願いします。
議 長	番号4、番号5、番号6 地区 上野、お願いします。
喜多委員	8番喜多です。4、5、6何の問題もありませんのでよろしくお願いします。
議 長	番号7、地区 黒田、お願いします。
喜多委員	8番喜多です。問題ありませんのでよろしくお願いします。
議 長	番号8、地区 安西、お願いします。
田中委員	10番田中です。親子関係でございまして問題ないと思われまますのでよろしくお願いします。
議 長	番号9、地区 安濃、お願いします。
平松委員	12番平松です。何も問題ありませんので、よろしくお願いします。
議 長	番号10、地区 村主、お願いします。
横山委員	13番横山です。推進委員さんと事務局と現地確認しました。数が多いですが、問題ないと思われまます。よろしくお願いします。
議 長	番号1から番号10について、地元委員さんから異議なしということでございます。 皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第1号については、許可をすることに決定いたします。 次に議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局	25ページをお願いします。 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。 番号1、地区 草生、申請地 安濃町草生若松____、登記地目 田、現況地目 宅地、面積 62㎡、申請者 _____。 これにつきましては、申請地を農業用倉庫用地とするものです。 昭和37年頃から農業用倉庫を建築した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号2、地区 高宮、申請地 美里町三郷深田____、登記地目 田、現況地目 山林、面積 482㎡ 外6筆、合計面積 2,807㎡、申請者 _____。 これにつきましては、申請地を山林とするものです。 昭和50年頃から杉等を植樹した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 以上、件数は2件、面積は2,869㎡で、このうち田が2,209㎡で、畑660㎡でございます。 いずれの案件につきましても、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。 番号1、地区 草生、お願いします。
横山委員	13番横山です。8日に現地を見てまいりました。問題ないと思いますので宜しくお願いします。
議長	番号2、地区 高宮、お願いします。
清水委員	11番清水です。昔田んぼやったのか畑やったのか微妙なところです。何も問題と思います。よろしくお願いします。
議長	番号1から番号2について、地元委員さんから、異議なしということでございました。 皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議長	それでは異議なしと認め、議案第2号については、許可をすることに決定いたします。 次に議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有

事 務 局

権移転)、事務局の説明をお願いします。

26ページをお願いします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 栗真、申請地 栗真小川町東浦____、登記地目・現況地目とも畑、面積 396㎡ 外11筆、合計面積 2,813.93㎡、受人____、渡人____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、1750.28㎡、パネル設置率は、62.2%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

27ページをお願いします。

番号2、地区 白塚、申請地 白塚町境____、登記地目 畑、現況地目 雑種地、面積 39㎡ 外1筆、合計面積 52㎡、受人____ 外1名、渡人____。

これにつきましては、申請地を作業路用地とするものです。

平成13年頃から作業路として利用していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 神戸、申請地 神戸中垣内____、登記地目・現況地目とも畑、面積 385㎡、受人____、渡人____。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

許可証の交付につきましては、都市計画法43条との同時許可となります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 上野、申請地 河芸町上野八幡谷____、登記地目・現況地目とも田、面積 535㎡、受人____、渡人____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、371.98㎡、パネル設置率は、69.5%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 上野、申請地 河芸町上野城屋敷____、登記地目・現況地目とも畑、面積 550㎡ 外3筆、合計面積 807.83㎡、受人____、渡人____ 外2名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、278.99㎡、パネル設置率は、34.5%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

28ページをお願いします。

番号6、地区 上野、申請地 河芸町西千里西浦____、登記地目・現況地目とも畑、面積 403㎡ 外4筆、合計面積 772㎡、受人____、渡人____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、278.99㎡、パネル設置率は、36.1%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 黒田、申請地 河芸町三行里中____、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 135㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を農業用倉庫用地とするものです。

平成19年に農業用倉庫を建築した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 安西、申請地 芸濃町岡本浅田____、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 185㎡ 外2筆、合計面積 541㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

平成7年11月頃から住宅を建築した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 辰水、申請地 美里町穴倉谷垣内____、登記地目・現況地目とも田、面積 165㎡ 外1筆、合計面積 453㎡、受人 ____、渡人 ____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

29ページをお願いします。

番号10、地区 辰水、申請地 美里町家所野田興____、登記地目・現況地目とも畑、面積 219㎡ 外1筆、合計面積 961㎡、受人 ____、渡人 ____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、315.45㎡、パネル設置率は、32.8%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 高宮、申請地 美里町五百野中之郷____、登記地目・現況地目とも畑、面積 254㎡ 外2筆、合計面積 875㎡、受人 ____、渡人 ____ 外2名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、305.28㎡、パネル設置率は、35%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号13、地区 明合、申請地 安濃町野口大谷____、登記地目・現況地目とも畑、面積 175㎡ 外4筆、合計面積 732㎡、受人 ____、渡人 ____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、278.99㎡、パネル設置率は、38.1%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

30ページをお願いします。

番号14、地区 明合、申請地 安濃町野口平塚____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,034㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、278.99㎡、パネル設置率は、26.9%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号15、地区 明合、申請地 安濃町野口平塚____、登記地目・現況地目とも畑、面積 495㎡ 外1筆、合計面積 597㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、278.99㎡、パネル設置率は、46.7%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号16、地区 明合、申請地 安濃町野口平塚____、登記地目・現況地目とも畑、面積 902㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、402.98㎡、パネル設置率は、44.6%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号17、地区 明合、申請地 安濃町野口平塚____、登記地目・現況地目とも畑、面積 138㎡ 外3筆、合計面積 794㎡、受人 ____、渡人 ____ 外2名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、371.98㎡、パネル設置率は、46.8%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

31ページをお願いします。

番号18、地区 明合、申請地 安濃町野口平塚____、登記地目・現況地目とも畑、面積 624㎡ 外1筆、合計面積 700㎡、受人 ____、渡人 ____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号19、地区 草生、申請地 安濃町草生船倉 ____、登記地目・現況地目とも畑、面積 826㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、371.98㎡、パネル設置率は、45%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号20、地区 村主、申請地 安濃町光明寺石之下____、登記地目・現況地目とも田、面積 12㎡ 外4筆、合計面積 224.83㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を農業用倉庫用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号21、地区 村主、申請地 安濃町光明寺石之下____、登記地目・現況地目とも田、面積 127㎡ 外4筆、合計面積 198.23㎡、受人____、渡人____。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

32ページをお願いします。

以上、件数は20件で、面積は14,334.82㎡で、このうち田が5,316.99㎡で畑が9,017.83㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。番号11を除いて地元委員の意見を伺います。

番号1、地区 栗真、お願いします。

坂野委員 21番坂野です。7月8日に会長、部会長、推進委員と現地を見て参りました。事務局の説明通り問題ないと思います。

議 長 番号2、地区 白塚、お願いします。

田村委員 4番田村です。7月8日に推進委員と見て参りました。事務局の説明通り問題ありませんのでよろしくお願いします。

議 長 番号3、地区 神戸、お願いします。

事務局 事務局ですけど、小澤委員より7月8日に現地確認をして特に問題なかった旨の連絡を受けておりますので報告いたします。

議 長 番号4、番号5、番号6 地区 上野、お願いします。

喜多委員 8番喜多です。別に問題ありませんのでよろしくお願いします。

議 長 番号7、地区 黒田、お願いします。

喜多委員 8番喜多です。これも問題ありませんのでよろしくお願いします。

議 長 番号8、地区 安西、お願いします。

田中委員 10番田中です。確認して参りました。この案件も親子関係でございまして問題ないと思われますのでよろしくお願いします。

議 長 清水委員	番号 9、番号 10 地区 辰水、お願いします。 11 番清水です。この案件も 7 月 8 日に現地確認させていただきましたが、問題なしということでよろしくお願いします。
議 長 清水委員	番号 12 地区 高宮、お願いします。 11 番清水です。ここも別に問題無いということでよろしくお願いします。
議 長 平松委員	番号 13 から番号 18 地区 明合、お願いします。 12 番平松です。先月から_____の案件が出ておりまして、工事車両が入りした跡があったり、工事で水路が埋まったところがあったりして、始末書の提出を指導しました。最終的には太陽光のために仕方がないということで、問題ありません。よろしくお願いします。
議 長 横山委員	了解しました。ありがとうございました。 番号 19 地区 草生、お願いします。 13 番横山です。これも太陽光で、問題ないかと思われます。
議 長 横山委員	番号 20、番号 21 地区 村主、お願いします。 13 番横山です。特に問題ないということでよろしくお願いします。
議 長 部会委員	番号 1 から番号 21 について、番号 11 を除いて、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。 皆さんいかがでしょうか。 ＜一同 異議なし＞
議 長 事務局	それでは異議なしと認め、議案第 3 号については、許可をすることに決定いたします。 次に議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（賃貸借権）、事務局の説明をお願いします。 33 ページをお願いします。 議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。 番号 1、地区 明合、申請地 安濃町野口赤坂_____、登記地目 畑、現況地目 雑種地、面積 0.15㎡ 外 1 筆、合計面積 73.15㎡、借人_____ _____ これにつきましては、申請地を資材置場用地とするものです。 平成 18 年 6 月頃から資材置場として賃借していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。 農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

以上、件数は1件で、合計面積は73.15㎡で、すべて畑でございます。
この案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 明合、お願いします。

平松委員 12番平松です。資材置場として現在利用されている土地に一部農地があったということです。よろしくお願いします。

議 長 番号1について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第4号について、許可をすることに決定いたします。
次に議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 34ページをお願いします。
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）でございます。
番号1、地区 安東、申請地 一色町寺門____、登記地目・現況地目とも田、面積 843㎡の内352.47㎡、借人 ____、貸人 ____。
これにつきましては、申請地を農家住宅用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 黒田、申請地 河芸町南黒田内垣内____、登記地目・現況地目とも田、面積 285㎡、借人 ____ 外1名、貸人 ____。
これにつきましては、申請地を農家住宅用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件で、合計面積は637.47㎡、すべて田でございます。
いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 安東、お願いします。

川邊委員	2 番川邊です。7 月 8 日に地元推進委員 4 名と私と事務局で現地確認いたしました。問題ございません。よろしくお願いします。
議 長	番号 2、地区 黒田、お願いします。
喜多委員	8 番喜多です。何も問題ございませんのでよろしくお願いします。
議 長	番号 1、番号 2 について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。 皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第 5 号については、許可をすることに決定いたします。 次に議案第 6 号 非農地証明願について、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	3 5 ページをお願いします。 議案第 6 号 非農地証明願について、でございます。 番号 1、地区 黒田、願出者 _____、対象地 河芸町三行七ヶ谷 _____、 登記地目 田、現況地目 山林、面積 8 2 m ² 外 3 筆、合計面積 1, 0 6 6 m ² 。 これにつきましては、空中写真撮影記録証明書（平成 1 5 年 6 月 3 日撮影）により、申請地に平成 1 5 年ごろから耕作を行わなかったため山林化し現在に至ることが確認できることから、申請地は農地以外の用に供され 2 0 年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第 3 条第 1 項第 2 号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。 以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。 番号 1、地区 黒田、お願いします。
喜多委員	8 番喜多です。事務局の説明通り何ら問題ないということで、よろしくお願いします。
議 長	番号 1 について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。 皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第 6 号については、証明することといたします。 次に別冊でお配りしました、議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 5 6 号）附則第 5 条の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。

事務局

事務局の説明をお願いします。

議案第7号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

それでは、資料の1ページ、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、津地区をご覧ください。

田の賃貸借、使用貸借で37,083㎡、畑の賃貸借で8,627㎡、契約件数は10件でございます。

河芸地区につきましては、田の賃貸借で2,837㎡、契約件数は2件でございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で175,458.51㎡、畑の賃貸借で1,176㎡、契約件数は45件でございます。

芸濃地区につきましては、田の使用貸借で6,900㎡、畑の賃貸借で15,993㎡、契約件数は11件でございます。

美里地区につきましては、田の使用貸借で7,749㎡、畑の使用貸借で2,653㎡、契約件数は1件でございます。

香良洲地区につきましては、該当がございませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて230,027.51㎡、畑の集積は、賃貸借、使用貸借で28,449㎡、合計契約件数は69件、合計面積は258,476.51㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は津地区9件、河芸地区1件、安濃地区44件、芸濃地区11件で合計65件、合計面積は235,084㎡でございます。

なお、認定農業者への集積率は、件数で94.2%、面積で90.9%となっております。

続きまして、「農地中間管理事業」を利用した案件についてご説明いたします。

人・農地プランの作成が要件となっている新規のものについて「農用地利用集積計画の概要」の該当箇所、今回は2ページにあります1-8-2になり、整理番号の左側欄外にアルファベットの「N」を記載しています。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、2枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございます。

今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件はございません。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、ご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。

部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、お諮りします。ただいま、審議をいただきました案件について、ご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。これらの案件につきましては適正であると認め、市長に進達することにいたします。 次に議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律 第18条第3項の規定による意見書の提出について（賃貸借権、使用貸借）、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による意見書の提出について（賃貸借権、使用貸借）、でございます。 2ページをお願いします。 件数は4件、合計面積は4,778㎡で、このうち田が1,927㎡で畑が2,851㎡でございます。 意見の提出については、農地中間管理機構は促進計画の対象となる農地であるときは、農業委員会、市町村へ意見を聴取することとなっています。農業委員会は賃借権等の設定を受ける者が農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び3号に規定する「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「農地所有適格法人であるか等」の要件を満たしているかを確認し、意見書を提出します。 また、市は促進計画の内容が地域計画の達成に資するものとなっているかを確認し、意見書を提出します。 今回提出させていただきました促進計画につきましては農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び3号に規定する要件を満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	説明が終わりました。 この案件につきましては、議事参与の制限に該当する案件がありませんので、このままご審議をお願いします。 皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。この案件につきまして適正であると認め、農地中間管理機構に意見書として提出することにいたします。 以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。 これをもちまして、第7回第1農地部会を終了いたします。

午前 1 0 時 5 1 分

令和 6 年 7 月 1 7 日

議事録署名者

議事録署名者
